



埼玉県報

第 757 号
令和 8 年 (2026 年)
9 月 25 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（組織犯罪対策第一課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道さいたま東村山線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

埼玉県公安委員会規則第 6 号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第 1 条 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 4 年埼玉県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に、「第 1 項」を「第 2 項」に改める。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第 2 条 埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 9 号」を「第 10 号」に改める。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項又は第 3 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(立入検査)

第 6 条 条例第 27 条第 2 項の規定による立入検査は、同条第 1 項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないとき、及び同条第 4 項の規定による立入検査は、同条第 3 項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないときに行うものとする。

2 条例第 27 条第 5 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 4 号の 2）のとおりにする。

第 11 条第 1 項中「第 30 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「（以下この条において「中止命令」という。）」を削り、「ただし」の次に「、条例第 30 条第 2 項の規定による命令（以下この条において「中止命令」という。）については」を加える。

第13条中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

様式第1号（表面）を次のように改める。

（表面）

		第 年 月 日	号
殿			
		埼玉県公安委員会	印
説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書			
埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第27条		第 1 項 第 3 項	の規定により、
次のとおり説明又は資料の提出を求めます。			
記			
説明又は資料の提出を 求 め る 理 由			
説明又は提出資料の内容			
説明又は資料の提出の方法			
☐ 書面の提出による説明			
提 出 の 期 限	年 月 日		
提 出 先			
資 料 の 提 出 の 要 否	☐ 要 ☐ 否		
☐ 口頭による説明			
出 頭 す べ き 日 時	年 月 日 時 分		
出 頭 す べ き 場 所			
資 料 の 提 出 の 要 否	☐ 要 ☐ 否		
☐ 資料の提出			
提 出 の 期 限	年 月 日 時 分		
提 出 先			
(注) 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。			

(注) 1 ☐印のある欄については、該当の☐に✓印を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 該当しない部分を二重線で抹消すること。

様式第 2 号を次のように改める。

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出をします。

記

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

（注） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第 3 号を次のように改める。

説 明 日 時 ・ 場 所 変 更 申 出 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項
の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付			第 号 年 月 日
変更申出事項	日 時	変 更 前	年 月 日 時 分
		変 更 希 望	年 月 日 時 分
	場 所	変 更 前	
		変 更 希 望	
変 更 申 出 理 由			

（注） 該当しない部分を二重線で抹消してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 5 条関係）

		第 号 年 月 日	
殿			
		埼玉県公安委員会 印	
説 明 日 時 ・ 場 所 決 定 通 知 書			
埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）第 5 条第 3 項 の規定により、次のとおり決定したので通知します。			
記			
説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
☐ 説明の日時又は場所の変更決定			
変 更 事 項	日 時	変 更 前	年 月 日 時 分
		変 更 後	年 月 日 時 分
	場 所	変 更 前	
		変 更 後	
職 権 で 説 明 の 日 時 又 は 場 所 を 変 更 す る 理 由			
☐ 説明の日時及び場所の不変更決定			
説 明 の 日 時 及 び 場 所 を 変 更 し な い 理 由			

（注） 該当する□に✓印を付けること。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号の 2（第 6 条関係）

（表）

		第 号	
埼玉県暴力団排除条例第 27 条第 5 項の規定による身分証明書			
↑ 30.0 ↓	↑ 24.0 ↓	写 真	
		官 職	
		氏 名	
上記の者は、埼玉県暴力団排除条例第 27 条第 2 項又は第 4 項の規定による立入検査を行う警察職員であることを証明する。			
年 月 日		埼玉県公安委員会	印
		85.6	
		54.0	

（裏）

埼玉県暴力団排除条例（抜粋）	
（調査及び立入検査等）	
第 27 条 略	
2 ～ 4 略	
5 第 2 項又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
6 略	

備考：図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第10号（1面）を次のように改める。

第 号
年 月 日

中 止 命 令 書

殿

印

命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

前記の者に対し、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第30条 第1項
の規定により、次のとおり命令する。 第2項

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

様式第10号（2面）を次のように改める。

(2 面)

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 該当しない部分を二重線で抹消すること。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第五回二等陸・海・空士（任期制自衛官）採用試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年九月二十八日（月）から令和八年十月二十七日（火）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年十一月七日（土）

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年十一月十四日（土）又は同月十五日（日）のうち一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県熊谷市大字拾六間八百三十九

航空自衛隊熊谷基地

ロ 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十一七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

令和九年三月下旬から同年四月上旬までのうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama-pco@inet.gsdf.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百六十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和15年3月19日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課運用第一係 山口 電話048-832-0110 内線2453

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月21日（水）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月20日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月21日（水）午前10時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年10月21日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年10月15日（木）午前11時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年10月15日（木）午前11時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of personal computers and management servers for assisting criminal investigation

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 10:50 a.m. on October 21, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on October 20, 2026

[In person] by 10:50 a.m. on October 21, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
新座市野火止六丁目一〇〇番 地先から同市野火止六丁目一〇 二三番地先まで	新座市野火止六丁目一〇〇番 地先から同市野火止六丁目一〇 二三番地先まで	区 間
一七・一五〃 一八・〇一	一一・一二〃 一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
四五・六三		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須 永 寛 子

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
南埼玉郡宮代町百間六丁目六〇七番 一地从同町百間六丁目六〇七番 二地先まで		区 間
二七・五〇〇ゝ 三〇・三八六	一七・五〇〇ゝ 一七・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四〇・〇〇〇		延長 (メートル)
		備 考